

労働かながわ

2025 12・1・2月号
No.747

神奈川県最低賃金の改定のお知らせ

最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
1,225 円（前年比 + 63 円）	令和 7 年 10 月 4 日

令和7年10月4日から、神奈川県最低賃金は時間額 **1,225円（63円引上げ）**となりました。
神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の
いかなを問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。

なお、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用
できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。

詳しくは **神奈川働き方改革推進支援センター**

電 話：0120-910-090 受付時間：平日9:00～17:00

または **業務改善助成金コールセンター**

電 話：0120-366-440 受付時間：平日9:00～17:00

にお尋ねください。

○神奈川労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin_chinginseido/saichin.html

○問合せ先

神 奈 川 労 働 局 労 働 基 準 部 賃 金 室（☎045-211-7354）

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ（☎045-210-5739）

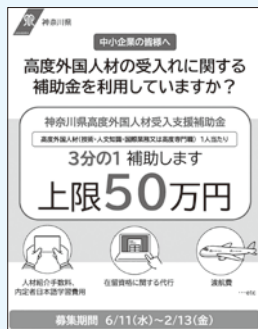
神奈川県 最低賃金 検索

主な内容

- 神奈川県最低賃金の改定のお知らせ P. 1
- 神奈川県高度外国人材受入支援補助金 P. 2
- 令和7年度外国人雇用管理セミナー P. 2
- 【企業向け】障がい者の職場定着に関する相談窓口のご案内！ P. 2
- 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内 P. 3
- 12月は「職場のハラスメント相談強化月間」 P. 3
- スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内 P. 4
- 神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金のご案内 P. 4
- 副業人材活用スタートセミナー アーカイブ動画公開中！ P. 5

神奈川県高度外国人材受入支援補助金

県では、専門人材不足に悩む中小企業への専門的・技術的分野の外国人材受入を促進するため、海外から中小企業が高度外国人材（技術・人文知識・国際業務又は高度専門職）を採用する際の初期コストに対して補助する「神奈川県高度外国人材受入支援補助金」の公募をしています。



【補助対象者】

県内に事業所又は事務所を有する中小企業

【申請の対象となる高度外国人材】

出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「高度専門職」を受ける見込みがあり、入国後、県内で勤務予定の者

【補助対象経費】

(1) 人材受入れに係る費用

・ 人材紹介契約に基づき事業者を支払う手数料等

(2) 在留資格の取得費用

・ 在留資格認定証明書交付代行費用等

(3) 渡航費用

・ 日本へ渡航する際に要する航空機費用

【補助率及び補助上限額】

(1) 補助率 補助対象経費の3分の1以内

(2) 補助上限額 高度外国人材1人当たり50万円
(1社当たり3人まで)

【募集期間】 令和7年6月11日(水曜日)から令和8年2月13日(金曜日)まで

* 受付は先着順となります。予算額に達した場合、募集を終了します。

【申請方法】 申請方法、詳細については、県ホームページを御参照ください。

【問合せ先】 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課人材確保支援グループ ☎ 045-285-0649

詳しくはこちら



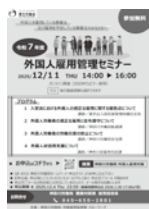
令和7年度 外国人雇用管理セミナー

令和7年12月11日(木) 14時00分から16時00分 オンライン開催 (Zoomウェビナー使用)

外国人を雇用する、また雇用を検討している事業者様に対して外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件の確保を目的としたセミナーを開催いたします。

セミナープログラム

- ◆ 入管法における外国人の適正な雇用に関する留意点について (講師：東京出入国在留管理局横浜支局)
- ◆ 外国人労働者の適正な雇用と法令遵守について (講師：神奈川労働局監督課)
- ◆ 外国人労働者の労働災害の防止について (講師：神奈川労働局安全課)
- ◆ 外国人材活用支援について (講師：神奈川県雇用労政課)



お申込みの方法

神奈川労働局のホームページよりお申込みください。
定員に上限があり、定員に達した時点で締切とさせていただきます。
開催日(12月11日(木))に参加が難しい場合でも、後日動画視聴により受講いただけます。右記QRコードからお申込みください。



◎ 問合せ先：神奈川労働局職業対策課雇用指導係 ☎ 045-650-2801

【企業向け】

障がい者の職場定着に関する相談窓口のご案内！

県では、障がい者の職場定着を促進させるため、県内企業を対象として、相談窓口を開設しました。
まずは、電話又は問合せフォーム（電子申請）で、お悩みを相談してみませんか。

支援員が、障がい者の職場定着に向けて、支援します。

また、必要に応じて、支援員によるアドバイザー派遣等も行います！

※アドバイザーを派遣するほか、相談窓口内の相談ブースや、オンラインでの面談も可能です。

■ 開所時間：10時から17時まで（祝日・休日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで）

■ 電話番号：044-201-8733

■ 問合せフォーム（電子申請）による相談はこちらから！（24時間受け付けています）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=104705&accessFrom=

■ 相談窓口の所在地：神奈川県川崎市川崎区砂子2-5-11 りそな川崎ビル3階

（JR川崎駅東口 徒歩6分、京急川崎駅中央口 徒歩4分）

■ 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎ 045-210-5871



神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内

1年以内に精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が働きやすい職場環境を整えている県内の法人へ、補助を行っています。

■職場指導員とは

障がい者の仕事の指導をしたり相談を受けたりする担当者（職場の上司や同僚など）のことです。

特別な資格は必要ありませんが、障がい特性を理解した上で、業務の選定や作業環境の整備、職場の人間関係への相談対応などの役割を担います。

■補助の内容

○補助期間：3年間

○補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します。

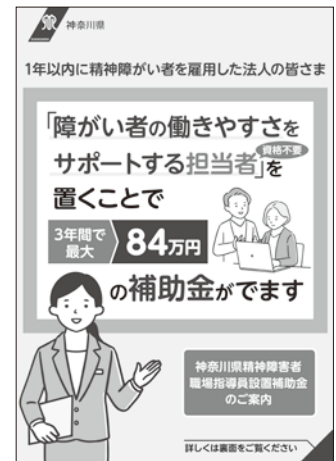
▼その他申請方法など、詳細はこちら

補助要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご確認いただくか、問合せ先にご連絡ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>

●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871



12月は

職場のハラスメント相談強化月間

職場のハラスメントで、悩んでいませんか？

かながわ労働センターでは、働いている人、雇っている人からのハラスメントに関する相談に応じています。

12月は「職場のハラスメント相談強化月間」として、弁護士による特別労働相談会、街頭労働相談、セミナーや講演会を開催します。

弁護士による特別労働相談会（予約制・相談無料・秘密厳守）

日 程	相談時間	会 場	予 約
12月	1日(月) 13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 湘南支所	湘南支所 0463-22-2711(代)
	3日(水) 14:00 ~ 17:00	イオンモール大和街頭労働相談会場	県央支所 046-296-7311
	11日(木) 13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 川崎支所	川崎支所 044-833-3141
	16日(火) 16:30 ~ 19:30	かながわ労働センター 本 所	本 所 045-633-6110(代)
	21日(日) 13:30 ~ 16:30		

※予約は、平日の8:30~12:00、13:00~17:15をお願いします。予約受付時に職員が相談概要をお伺いします。会場が労働センターの場合は、電話での相談にも応じます。

街頭労働相談（相談無料・秘密厳守）

◆ショッピングセンターで労働相談を行います。



セミナー・講演会（受講料無料）

◆職場のハラスメントやその他の労働問題に関する課題をテーマに開催します。



職場のハラスメント相談強化月間全般に関するお問い合わせは、

かながわ労働センター（本所）まで

横浜市中区寿町1-4 ☎045-633-6110(代)

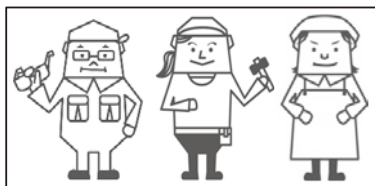
かながわ労働センターの労働相談▶



スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内



技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

メニュー型スキルアップセミナー（応募締切日が令和7年12月以降の講座例）

No.	講座名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校（申込先）
0144	CAE活用講座	10	1/27、2/3	12/23	6,200円	産業技術短期大学校
0716	建築3次元CAD入門(BIMモデリング)	15	2/19、20	1/15	2,000円	東部総合職業技術校
0747	電気設備メンテナンスの基礎	10	2/15、22	1/13	2,000円	西部総合職業技術校

上記以外にも、様々な講座を実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

各講座の申込み先や内容に関するお問合せは、各実施校へ。

東部総合職業技術校 …… ☎ 045-504-3101

西部総合職業技術校 …… ☎ 0463-80-3004

産業技術短期大学校 …… ☎ 045-363-1233



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川 検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課
職業能力開発グループ ☎ 045-210-5715

中小企業のリスキリングに関する相談も受け付けています。 かながわ中小企業リスキリング相談窓口 … ☎ 045-285-0727

神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金のご案内

自社ドライバーの育成を支援しています！

県内の中小貨物自動車運送事業者が、自社で雇用する従業員の大型一種等運転免許取得の際に、負担した費用の一部を助成しています。対象となる運転免許は、大型一種、中型一種、準中型免許及びけん引免許です。

自社ドライバー確保のため、従業員に大型等運転免許を取得させる際は、ぜひ県の奨励金をご活用ください。

※奨励金の交付対象となるのは、従業員の運転免許取得にかかる経費であり、代表の方（雇用主）の運転免許取得費用は対象外です。

■申請期限：2026年2月13日（金）（※当日消印有効）

■申請方法：郵送により申請してください。

＜送付先＞ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館8階
株式会社ケー・デー・シー内 神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事務局 あて
※封筒に、「奨励金 申請書類在中」と赤字で記載してください。

■対象となる免許及び交付上限額

- ・大型一種免許：15万円（従前の所持免許により変動します）
- ・中型一種免許：9万円 ・準中型免許：5万円 ・けん引免許：8万円

▼その他申請方法など、詳細はこちら

交付要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご確認いただくか、大型等運転免許取得促進奨励金事務局までお問合せください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/oogata.html>

●問合せ先 神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事務局

☎ 03-6403-1075（平日9:00～12:00、13:00～17:00）



副業人材活用スタートセミナーアーカイブ動画公開中!

令和7年7月24日(木)に【副業・兼業時代の人材マネジメント】というテーマで実施した、企業向けの副業人材活用スタートセミナーのアーカイブ動画を公開していますので、お申し込みの上、是非ご視聴ください!

< 内 容 > 他社事例を通じて副業・兼業人材の活用イメージを掴みながら、採用難時代の人材確保を支える新たな人材マネジメント手法について学ぶため、副業・兼業人材の採用手法、業務の切り出し方、コミュニケーション、労働時間・社会保険などのリスク対応までを体系的に解説しています。



申込フォーム

< 申 込 み > こちらの二次元コードからお申し込みください。▶▶▶▶▶▶▶▶

< 視聴方法 > Zoom限定公開
※お申し込み後、視聴用 URL をメールにてお送りします。
※視聴後、アンケートのご協力をお願いいたします。



HPはこちら

< 問合せ先 > かながわjob イベント事務局 ☎0120-703-785 (平日 9:30~18:00)

かながわ労働情勢 7 8 9 月

■ 連合神奈川

第438回 五役会、第411回 執行委員会

2025年7月23日(水) 五役会13:00~ 連合神奈川会議室、政治センター幹事会13:45~ 連合神奈川会議室、執行委員会14:30~ ワークピア横浜

協議事項

- (1) 第37回 定期大会「運動方針」の策定について
- (2) 職員の再雇用契約の締結について
- (3) 政治活動の取り組みについて
- (4) 2026年4月任命労働審判員の選出対応について
- (5) 連合神奈川2026地域ミニマム運動の実施について
- (6) 連合関東ブロック連絡会「第30回 海外交流視察団 / 台湾」への派遣について

第439回 五役会、第412回 執行委員会

2025年8月26日(火) 五役会13:00~ 連合神奈川会議室、政治センター幹事会13:45~ 連合神奈川会議室、執行委員会14:30~ ワークピア横浜

協議事項

- (1) 役員の変更・委員の推薦について

(2) 連合神奈川第37回 定期大会の開催について (大会招集、各種委員、代議員数)

- (3) 政治活動の取り組みについて
- (4) 青年委員会「学習会」の開催について
- (5) 女性委員会 今後の活動について (グローバル未来会議)

第440回 五役会、第413回 執行委員会

2025年9月24日(水) 五役会13:00~ 連合神奈川会議室、政治センター幹事会14:00~ 連合神奈川会議室、執行委員会14:30~ ワークピア横浜2F

協議事項

- (1) 役員の変更・各種委員の推薦等について
- (2) 役員の採用および職員の再雇用について
- (3) 運動方針(案)について
- (4) 政治活動の取り組みについて
- (5) 組織拡大実績の報告要請について
- (6) 第8回 政労使フォーラムの開催について
- (7) 第39回 北方領土返還要求運動神奈川県民大会の開催について

■ 神奈川労連

【第11回 幹事会】

7月30日、第11回 幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第41回 定期大会の運動方針案
- 2 核兵器廃絶など平和のとりくみ
- 3 日産の経営再建計画にかかわるとりくみ
- 4 川崎市長選挙での予定候補の支援決定

【第12回 幹事会】

9月6日、第12回 幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 定期大会での財政にかかわる議案について
- 2 秋の拡大月間のとりくみ具体化
- 3 全労連「レイバーカレッジ」のとりくみ
- 4 26春闘の要求交流・意思統一集会について

【第41回 定期大会】

9月14日にかながわ労働プラザ・多目的室にて、第41回 定期大会を開催した。

●運動方針の要旨

- 1 「対話と学びあい」の実践で組織を強く大きくする
- 2 すべての組合員・労働者の大幅賃上げの実現
- 3 働きやすい・働きがいのある職場の実現
- 4 人権が尊重される平和・公共・政治の実現

図書紹介



小さな労働組合 勝つためのコツ

攻める・守る・長く続ける
鈴木 一
寿郎社

いわゆる先進資本主義国の中で、日本ほど実質賃金が下がった国はありません。その原因は、労働運動が弱くなったことがあります。「名ばかり労働組合」で、本当の意味で政府や資本をけん制・対峙するような労働運動はこの国ではほとんどなくなったことが原因だと、著者は語ります。専従オルグとして、労働組合の原点を忘れず、血の通ったユニオン運動を芽生えさせるために、労働組合活動の心構えを説きます。



ブラック企業戦記

トンデモ経営者・上司との争い方と解決法
ブラック企業被害対策弁護団
KADOKAWA

ブラック企業被害対策弁護団の弁護士たちが対応してきた40件近い労働審判、訴訟の事例と解説をまとめた1冊。コンプライアンスの概念が浸透した現代においても、にわかには信じがたいようなトンデモ経営者やパワハラ上司は存在し、その被害に苦しむ労働者も後を絶たない。著者らはまず労働者も知識を身につけることが必要と説き、巻末には働く人のための11のキーワードも掲げている。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

警察官の過労自殺と県の注意義務違反 静岡県(静岡県警・遺族)事件

最高裁第二小法廷令和7年3月7日判決(事件番号令5(受)927号)裁判所HP

事案の概要

X1とX2(以下、まとめて「Xら」。いずれも1審原告、被控訴人、上告人)は平成24年3月10日に自殺した亡A警部補(以下、「A」)の両親です。Aは、平成15年にY(静岡県、1審被告、控訴人、被上告人)に警察官として任官し、平成24年3月当時、B中央交番(以下、「中央交番」)の交番長として勤務していました。Xらは、本件自殺は過重な業務によるものであり、Xらは本件自殺により精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料を請求したところ、1審(広島地判令4.7.13裁判所HP)は本件自殺と公務との間の因果関係を認めて請求を一部認容しましたが、控訴審(広島高判令5.2.15裁判所HP)はAが「質的に過重な業務」を行っていたとはいえないとして1審判決を取消したため、Xらが上告しました。

判旨

【破棄差戻】

(1)業務の過重性と本件自殺の因果関係

Aは、自殺直前の約1か月間に、静岡県警察における業務として、それ以前から行っていた中央交番の交番長としての業務に加えて、職場実習指導員の業務にも従事することとなった上、連続窃盗事件見回りをしていたほか、海外研修準備という中央交番の交番長としての業務とは異なる内容の業務にも従事していた。その結果、Aの自殺直前の1か月間における時間外勤務時間数は、その前の1か月間における約43時間から、その倍以上に増加して112時間を超えるに至っており、Aが自殺直前の時期に行っていた業務の量は、従前から行っていた業務に相当程度の負荷を伴う複数の業務が加わることで大きく増加していたといえる。

また、Aは、3班に分かれての交替制勤務を行う中で、自殺直前の1か月間に、僅か1日の休みを挟んで14日間もの連続勤務を2回にわたり行っており、これらの連続勤務の中には、拘束時間が24時間に及ぶ当直の勤務がそれぞれ5回含まれていた上、各当直明けの非番の日にも相当の時間の勤務を行ったというのであるから、このような勤務の態様からしても、Aが自殺直前の時期に行っていた業務は、Aに相当程度の疲労や心理的負荷等を蓄積させるものであったといえる。

Aは、上記の時期に、精神疾患の発症をもたらした過重な業務に従事していたといえることができるところ、Aが発症したうつ病エピソードについて、業務のほかには、その発症に寄与したと解すべき事情はうかがわれない。そうすると、Aが従事した静岡県警察における過重な業務がAの精神疾患の発症及びこれによる自殺という結果の発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性があると認めるのが相当である。

(2)注意義務違反と国賠法に基づく慰謝料請求

Aの上司らは、Aが、管内で連続窃盗事件が発生している中央交番の交番長を務めつつ、職場実習指導員に指名され、海外研修の参加者にも選出されたことを当然に把握している立場にあった上、中央交番の勤務日誌を閲覧し、地域課長においてAから時間外勤務実績報告書の提出も受けていた。

したがって、Aの上司らは、Aが客観的にみて精神疾患の発症をもたらした過重な業務に従事していることを認識することができたといえるべきである。

そして、労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、その心身の健康を損なう危険があり、労働者が精神疾患を発症した場合には、その病態として自殺念慮が出現する可能性のあることは、Aが中央交番に勤務していた当時においても広く知られていたし、Aが自殺の3か月ほど前に受けたストレス診断で最低評価となっていたことも地域課長は知っていたのである。したがって、Aの上司らは、Aの業務を適切に調整するなど、その負担を軽減するための措置を講じなければ、Aがその心身の健康を損なう事態となり、精神疾患を発症して自殺するに至る可能性があることを認識することができたといえるべきである。そうであるにもかかわらず、Aの上司らは、Aの負担を軽減するための具体的な措置を講じていない。そうすると、Aの上司らは、Aに対する職務上の指揮監督権限を有する者として、その権限を行使するに当たって、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積してAがその心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っていたにもかかわらず、当該注意義務を怠ったといえるべきであり、これによってAが精神疾患を発症して自殺するに至ったといえることができる。したがって、Yは、Xらに対し、Aの上司らが上記注意義務に違反したことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うといえるべきである。

解説

本件判決は、電通事件(最高裁第二小法廷平成12年3月24日判決)を引用し、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。この理は、都道府県とその都道府県が置く都道府県警察の警察官との間においても別異に解すべき理由はない。」としました。

民間の労働者の労災や通勤災害に労働者災害補償保険制度があるように、公務員には国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償保険制度(地公災)があります。労災保険と同様に、地公災にも認定基準「精神疾患等の公務災害の認定基準について」(平24.3.16地基補61条)がありますが、最高裁は、損害賠償責任を負うか否かを判断する際には、認定基準において示されている知見を斟酌し得るものではあるが、認定基準が示す要件に該当しないことをもって直ちに上記損害賠償責任が否定されるものではないとしました。

なお本件自殺は、当初、地公災基金静岡県支部で公務外とされましたが、審査請求を経て公務外災害認定処分取消の裁決を得ています。

亡A警部補の妻は別件訴訟でYにAから相続した損害賠償請求権に基づき賠償を請求し、その請求は認容されています(最高裁第二小法廷令和7年3月7日判決。事件番号令5(受)961号。裁判所HP)。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

センターに寄せられた労働相談事例

「準備時間」及び「移動時間」について

Q

私は、訪問介護の会社に勤めて、介護士の仕事をしています。

基本、始業時間が9時、終業時間が18時で、間に1時間の休憩を取ることになっています。賃金は時給制です。始業は9時からですが、制服への着替えや準備のため、始業の20分前には事業所に来ることを求められています。

また、訪問介護には会社の車を使い、介護サービス利用者宅Aから介護サービス利用者宅Bに直接移動することがあります。

会社は、この移動時間は「仕事はしていないので、休憩時間扱いとする」として労働時間にはしてくれません。朝の準備の時間や移動の時間は労働時間ではないのでしょうか。



A

厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日策定）」では、労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間のことを指し、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間にあたる、としています。

また、労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否かによって判断される、としています。

制服への着替えなど準備行為の時間ですが、上記ガイドラインの中で労働時間に該当する例として「使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）を事業場内において行った時間」を挙げていますので、労働時間にあたるものと考えられます。

移動時間についても、厚生労働省リーフレット「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」において、移動時間を適正に把握、管理するよう使用者に求めています。訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や最初の利用者宅から次の利用者宅への移動時間は、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当するものと考えられる、としています。

これらを踏まえ、着替えや移動時間を含めた労働時間について、上記ガイドライン等を提示のうえ、会社側と話し合ってみてはいかがでしょうか。

また、社内に労働組合がある場合には、労働組合に相談して交渉してもらうことも考えられます。社内に労働組合がない場合でも、一人で加入できる労働組合（合同労組・ユニオン）に加入して交渉するという方法もあります。

会社が話し合いに応じない場合や労働組合による交渉によっても解決しない場合には、上記ガイドライン等を所管している労働基準監督署に相談する方法も考えられます。

（参考資料）

○労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000187488.pdf>

○介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000740605.pdf>

*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>）

本所	横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ 2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12	リンクス溝口の口 1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1	県厚木合同庁舎3号館 2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1	県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談

検索

マイカー共済

自動車総合補償共済

幅広い世代に
選ばれる

3つのポイント!

広告

こくみん共済 NEWS

1425A018

① 手頃な掛金

安全運転の方なら

無事故割引等級は

最大22等級・65%割引

掛金の負担が少なくなります!

車を2台以上お持ちの場合

複数契約
割引

3%割引

セカンド
カー割引

7等級 適用

マイカー共済
オリジナル!

お子さまも運転する場合

子供特約

お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の車を除く)。

② 補償が充実

マイカー共済ロードサービス

24時間365日

事故対応!

故障などの車のトラブルにも対応

指定整備工場

全国に約1,200カ所の

ネットワークだから、

お出かけ先でも

安心です!

指定整備工場はこの看板が目印▶

③ 対応が丁寧

■補償の疑問にわかりやすく答えてくれて、とても安心でした!

■事故の過失割合について困っていましたが、担当者が職場まで来て細かく話を聞いてくれたので、納得できる形で解決できました。

■相手方へ謝罪をする際、担当者に同行していただき、とても心強かったです。

■相手のけがの状況等、気がかりなことも教えていただき、安心してお任せできました。

(お寄せいただいたお声より抜粋)



公式キャラクター
ビットくん

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会

coop

神奈川推進本部(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ホームページから
お問い合わせいただけます

こくみん共済 coop 検索 <https://www.zenrosai.coop/>

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

中央ろうきん

家計見直し 借換 キャンペーン

2025.4.1[火] ▶ 2026.3.31[火]

借換シミュレーション
実施でもれなく

500円分のQUOカード プレゼント!

対象条件

有担保ローン・無担保ローン(マイプランを含む)の
借換シミュレーションを実施された方

【留意事項】※ホームページ上での借換シミュレーションはキャンペーン対象外となります。※キャンペーン期間中、初めての借換シミュレーションのみを対象とさせていただきます。※QUO カードはお一人様 500 円分までとなります。※中央ろうきん以外の金融機関からお借入れされているローンが対象となります。※その他のキャンペーンとの併用はできない場合がございます。※詳しくはお近くの〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

ろうきんイメージモデル
森川 葵

キャンペーンサイトは
こちらから



お問い合わせは〈中央ろうきん〉お客様相談デスク

TEL.0120-86-6956(平日 9:00~18:00)

2025 年 10 月 1 日現在

労働かながわ

令和 7 年 12 月 1 日発行 第 747 号

発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様に回覧してお読みください。